

【平成30年度】地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の公表

No	発注見通しの公表			契約締結前の公表					契約締結後の公表			
	契約件名	主管課	契約予定月	契約内容	履行期間	契約予定日	契約相手方の選定基準	契約相手方の決定方法	契約日	契約金額	契約相手方の名称	契約相手方とした理由
1	日直業務委託	総務課人事室	平成30年4月	土日・祝日などにおける日直業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、日直業務の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	834円 (1時間あたり) 1,016円 (年末年始1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
2	確定申告相談受付等業務委託	課税課	平成31年2月	確定申告相談受付等業務	平成31年2月16日～平成31年3月15日	平成31年2月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、確定申告相談受付等業務の実績があること	一者随意契約	平成30年11月13日	644,490円	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
3	自動交付機 時間外管理委託	市民課	平成30年4月	住民票の写し及び印鑑登録証明書を自動的に発行し交付する機械の管理業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、自動交付機の管理等の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	877円 (1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
4	日常清掃委託	くぬぎ山 コミュニティセンター	平成30年4月	日常清掃	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設清掃の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	834円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
5	夜間施設管理委託	くぬぎ山 コミュニティセンター	平成30年4月	夜間施設管理	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、夜間施設管理の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	877円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
6	日常清掃委託	北中沢 コミュニティセンター	平成30年4月	日常清掃	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設清掃の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	834円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
7	夜間施設管理委託	北中沢 コミュニティセンター	平成30年4月	夜間施設管理	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、夜間施設管理の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	877円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
8	日常清掃委託	粟野 コミュニティセンター	平成30年4月	日常清掃	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設清掃の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	834円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
9	夜間施設管理委託	粟野 コミュニティセンター	平成30年4月	夜間施設管理	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、夜間施設管理の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	877円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
10	市立保育園 清掃員派遣委託	幼児保育課	平成30年4月	日常清掃	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設清掃の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	1,032円(1人1時間あたり) ※平成30年10月1日より 1,065円(1人1時間あたり)	公益社団法人 千葉県シルバー 人材センター連合会	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
11	放置防止指導委託	道路河川管理課	平成30年4月	放置防止指導業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、放置防止指導業務の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	1,690,856円	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
12	新鎌ヶ谷駅南北交通広 場清掃委託	道路河川管理課	平成30年4月	清掃業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設清掃の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	1,024,336円	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
13	市制記念公園他業務管理 委託	公園緑地課	平成30年4月	公園施設及び管理事務所の 管理業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設管理の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	834円/時間 ～1,016円/時間	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
14	都市公園及びふれあいの 森管理委託	公園緑地課	平成30年4月	都市公園等の清掃業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設清掃の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	834円/時間 ～1,498円/時間	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
15	貝柄山公園駐車場管理 委託	公園緑地課	平成30年4月	駐車場の管理業務	平成30年4月1日～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設管理の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	856円/回/人 ～1,037円/回/人	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため

16	児童遊園等草刈委託	公園緑地課	平成30年4月	児童遊園及びふれあい広場内の草刈業務	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、草刈の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	877円/時間 ～1,498円/時間	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
17	学校施設環境整備員派遣委託契約	学校教育課	平成30年4月	学校用務員業務	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、学校用務員業務の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	1,114円(4～9月) 1,150円(10月～3月) (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
18	児童生徒巡回見守り業務委託	学校教育課	平成30年4月	児童生徒の見守り活動	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、見守り活動の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	10,493,248円	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
19	日常清掃委託	生涯学習推進課	平成30年4月	日常清掃	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設清掃の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	配分金780円 事務費 58円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
20	施設管理委託(日常清掃業務)	南部公民館	平成30年4月	施設の日常清掃業務	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設清掃の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	834円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
21	施設管理委託(夜間管理業務業務)	南部公民館	平成30年4月	施設の維持管理、来館者の応対等	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設管理の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	877円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
22	施設管理委託(設備管理業務)	南部公民館	平成30年7月	施設の設備管理業務	平成30年7月1日 ～平成30年8月31日	平成30年7月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設管理の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	834円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
23	施設管理委託	北部公民館	平成30年4月	日常清掃 設備管理 夜間管理	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設清掃の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	(17時以前)834円 (17時以降)877円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
24	東部学習センター施設管理委託	東部学習センター	平成30年4月	日常清掃・施設管理	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設清掃・管理の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	834円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が、当該団体に限定されるため
25	東部学習センターリフレッシュルーム管理委託	東部学習センター	平成30年4月	リフレッシュルーム管理	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設管理の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	(17時以前)834円 (17時以降)877円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が、当該団体に限定されるため
26	施設管理委託	図書館	平成30年4月	施設管理	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設管理の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	(17時以前)834円 (17時以降)877円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
27	清掃委託	図書館	平成30年4月	日常清掃	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設清掃の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	834円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
28	施設管理委託	東初富公民館	平成30年4月	施設の日常清掃、設備管理及び夜間管理業務	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設清掃等の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	(17時以前)834円 (17時以降)877円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約の相手方が当該団体に限定されるため
29	日常清掃業務委託	郷土資料館	平成30年4月	施設の日常清掃業務	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する市内のシルバー人材センターで、施設清掃の実績があること	一者随意契約	平成30年4月1日	配分金 780円/時間 事務費 54円/時間	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため
30	清掃委託(日常清掃) 【単価契約】	消防総務課	平成30年4月	庁舎の日常清掃業務	平成30年4月1日 ～平成31年3月31日	平成30年4月1日	地方自治法施行令第16条の2第1項第3項に規定する市内のシルバー人材センターで、施設清掃の実績があるため	一者随意契約	平成30年4月1日	834円 (1人1時間あたり)	公益社団法人 鎌ヶ谷市シルバー 人材センター	選定基準により、契約相手方が当該団体に限定されるため